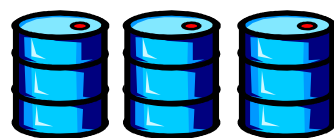


# 軽油を購入される皆様へ



軽油引取税の税率が

令和8年4月1日から

1kL 当たり 15,000円 (15円/L)

になります。

軽油引取税の当分の間税率は、1kL当たり32,100円(32.1円/L)ですが、令和8年4月1日に廃止となりました。

このため、令和8年4月1日以降は、軽油引取税の税率が1kL当たり15,000円(15円/L)になります。

## どのように税率が変わるのですか？

軽油引取税は、特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取り(購入)に対して課税し、実際に軽油を引取り(購入)した時点の税率が適用されます。

例えば、4月1日以降に軽油を引取り(購入)した場合、1kL当たり15,000円(15円/L)の税率が適用されます。

軽油の納入月	令和8年3月	令和8年4月以降	特約業者又は元売業者は、販売代金の一部として徴収した軽油引取税分を、県に納めます。
税率	32.1円/L	15円/L	

## 免税証の取扱いはどうなりますか？

取扱いは基本的に変更ありません。引取り時点での税率が免税となります。

## その他、税率以外に変更となったことはある？

税率の変更以外は、基本的に変更はありません。

## お問い合わせ先

県庁総務部税務課 TEL.024 (521) 7070  
県北地方振興局県税部 TEL.024 (521) 2699  
県中地方振興局県税部 TEL.024 (935) 1264  
県南地方振興局県税部 TEL.0248 (23) 1519

会津地方振興局県税部 TEL.0242 (29) 5261  
南会津地方振興局県税部 TEL.0241 (62) 5214  
相双地方振興局県税部 TEL.0244 (26) 1127  
いわき地方振興局県税部 TEL.0246 (24) 6037